

岐阜県公報

号外 (六) 平成十九年十二月二十一日

目次

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数	(選挙管理委員会)	一
設立届が提出された政治団体の名称等の公表	(同)	二
政治団体の異動事項の公表	(同)	三
解散届が提出された政治団体の名称等の公表	(同)	四
指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表	(同)	四
指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表	(同)	四
個人演説会等を開催することができる施設の指定等	(同)	五
施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定取消し	(同)	五

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第百三十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成十九年十二月二十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 藤 久 子

- 平成19年12月2日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,696,621人
- 総数の50分の1の数
33,933人
- 総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあつては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
349,437人
- 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数の3分の1の数

選挙区名	総数(人)	3分の1の数(人)
岐阜市	336,397	112,133

大垣市	145,428	48,476
高山市	78,126	26,042
多治見市	93,537	31,179
関市	74,421	24,807
中津川市	68,659	22,887
美濃市	19,580	6,527
瑞浪市	32,639	10,880
羽島市	54,023	18,008
恵那市	45,722	15,241
美濃加茂市	38,723	12,908
土岐市	50,628	16,876
各務原市	117,224	39,075
可児市	92,507	30,836
山県市	25,077	8,359
瑞穂市	37,779	12,593
飛騨市	23,738	7,913
本巣市	42,100	14,034

郡上市	39,163	13,055
下呂市	31,288	10,430
海津市	32,045	10,682
羽島郡	35,929	11,977
養老郡	26,607	8,869
不破郡	29,801	9,934
安八郡	19,982	6,661
揖斐郡	59,196	19,732
加茂郡	46,302	15,434

岐阜県選挙管理委員会告示第百三十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六條第一項の規定により、政治団体設立届が提出されたので、同法第七條の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり通知する。

平成十九年十二月二十一日

岐阜県選挙管理委員会
 総務部長 梶 久 子

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を政党とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
北方町古田はじめ後援会	井野勝巳	廣瀬政則	本巣郡北方町芝原中町6 23 8			

庄田あきひと育てる会	庄田 昭人	庄田 久美子	瑞穂市本田1552 40
菅沼明彦後援会	菅 沼 明 彦	渡 辺 良 一	飛騨市古川町金森町 3 11
田島きよみ後援会	田 島 きよみ	田 島 清 吉	羽島郡笠松町中野183
棚橋としあきを育てる会	棚 橋 敏 明	棚 橋 幸 美	瑞穂市穂積2041 1
「橋本つとむ」政経研究会	橋 本 勉	橋 本 勉	揖斐郡揖斐川町三輪952
深畑広志を育てる会	平 井 喜寿花	山 岸 亮	瑞穂市横屋字中吹431 A 102
武士道精神総合研究会	市 川 隆 一	佐 藤 栄 一	高山市天満町 2 22 8
古田はじめ美濃市後援会	小 坂 良 治	後 藤 秀 人	美濃市笠神1013
瑞穂市古田はじめ後援会	迫 田 義 一	若 園 五 朗	瑞穂市別府 6 6
武蔵谷治後援会	柳 原 幸 一	棚 橋 功 史	各務原市那加住吉町 1 31

岐阜県選挙権者数調査報告書(令和三年)四三二七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七十二条一項の規定により、
団体の届出事項の異動届が提出されたのび、同法第七十二条の二第一項の規定により、
異動事項を次のとおり表示する。

平成十七年十一月十一日

岐阜県選挙権者数調査報告書

収電略 類 雑 久 子

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
自由民主党可児郡支部	代 表 者 会 計 責 任 者 主たる事務所の所在地	鈴 木 元 八 亀 井 千 歳 可児郡御嵩町御嵩1007 5	渡 辺 公 夫 安 藤 幸 雄 可児郡御嵩町中2414 1

自由民主党御嵩町支部	代 表 者	鈴 木 元 八	渡 辺 公 夫
	会 計 責 任 者 主たる事務所の所在地	亀 井 千 歳 可児郡御嵩町御嵩1007 5	安 藤 幸 雄 可児郡御嵩町中2414 1
自由民主党武芸川町支部	代 表 者	山 田 義 行	山 田 時 司
自由民主党岐阜第一区総支部	会 計 責 任 者	杉 本 富 夫	杉 山 ミ サ 子
自由民主党岐阜第二区総支部	代 表 者	橋 本 本 勉	橋 本 本 勉
名和勘二後援会	会 計 責 任 者 主たる事務所の所在地	橋 本 本 勉 揖斐郡揖斐川町三輪95 2	岩 井 学 今
	会 計 責 任 者	岩 井 学 今	岩 井 優 博

岐阜県選挙管理委員会告示第百二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体解散届が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

とする。

平成十九年十二月二十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 遠藤 久子

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	政党又は政党の支部の場合その留の表示	当該政党の支部を政党とする名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
伊藤英生後援会	伊藤英生	伊藤裕子	可児市今渡222 1	平成19年12月5日			
伊藤由員後援会	伊藤由員	伊藤由員	瑞浪市陶町猿爪48 12	平成19年12月11日			
武藤容治を囲む会	武藤容治	武藤功史	各務原市那加住吉町1 31	平成19年11月30日			
安田正治を育てる会	安田正治	安田正治	揖斐郡池田町宮地893	平成19年11月1日			

岐阜県選挙管理委員会告示第百二十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十九年十二月二十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 遠藤 久子

岐阜県選挙管理委員会告示第百四十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十九年十二月二十一日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 遠藤 久子

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
橋本 勉	衆議院議員	「橋本ことむ」政経研究会	揖斐郡揖斐川町三輪962	橋本 勉

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
伊藤 由員	瑞浪市長	伊藤由員後援会	瑞浪市陶町猿爪48 12	伊藤 由員

岐阜県選挙管理委員会告示第四百四十一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったので、同条第四項の規定によりその旨告示する。

平成十九年十二月二十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠藤 久子

指定した施設

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地	収容人員
岐 阜 市	じゅうろくプラザ（岐阜市文化産業交流センター）ホール	岐阜市橋本町1丁目10番地11	600人

岐阜県選挙管理委員会告示第四百四十一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取消しをしたので、その旨告示する。

平成十九年十二月二十一日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠藤 久子

指定を取り消す施設の名称等

名 称	所 在 地
名鉄下呂病院	下呂市幸田144番地1

平成十九年十二月二十一日印刷
平成十九年十二月二十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社